給 実 甲 第 1 2 6 2 号 令 和 2 年 1 月 2 9 日

人事院事務総長

給実甲第660号の一部改正について (通知)

給実甲第660号(単身赴任手当の運用について)の一部を下記のとおり改正 したので、令和2年2月14日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改 正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
規則第2条関係	規則第2条関係
1 (略)	1 (略)
2 規則第2条第5号の「前各号	2 規則第2条第5号の「前各号
に類する事情」は、次に掲げる	に類する事情」は、次に掲げる
事情とする。	事情とする。
一~五 (略)	一~五 (略)
六 配偶者が職員又は配偶者の	六 配偶者が職員又は配偶者の
所有に係る住宅(前項各号に	所有に係る住宅(前項各号に

掲げる住宅を含み、職員がか つて在勤していた官署(検察 官であった者、給与法第11 条の7第3項に規定する行政 執行法人職員等(以下「行政 執行法人職員等」という。) であった者又は港湾法(昭和| 25年法律第218号)第4 3条の29第1項若しくは民 間資金等の活用による公共施 設等の整備等の促進に関する| 法律(平成11年法律第11 7号) 第78条第1項に規定 する国派遣職員(以下「国派 遣職員」という。) であった 者から引き続き俸給表の適用 を受ける職員となった者にあ っては、検察官、行政執行法 人職員等又は国派遣職員とし| ての在職の間の勤務箇所を含 む。以下この号及び次号にお いて同じ。)の通勤圏(規則 第3条関係第1項の規定の例 に準じて算定した当該官署か ら住宅までの距離が60キロ メートル未満の範囲をいう。

掲げる住宅を含み、職員がか つて在勤していた官署(検察 官であった者、給与法第11 条の7第3項に規定する行政 執行法人職員等(以下「行政 執行法人職員等」という。) であった者又は民間資金等の 活用による公共施設等の整備 等の促進に関する法律(平成 11年法律第117号)第7 8条第1項に規定する国派遣 職員(以下「国派遣職員」と いう。)であった者から引き 続き俸給表の適用を受ける職 員となった者にあっては、検 察官、行政執行法人職員等又 は国派遣職員としての在職の 間の勤務箇所を含む。以下こ の号及び次号において同じ。) の通勤圏 (規則第3条関係 第1項の規定の例に準じて算 定した当該官署から住宅まで の距離が60キロメートル未 満の範囲をいう。以下この号 及び次号において同じ。) 内 に所在する住宅又は職員が当

以下この号及び次号において 同じ。)内に所在する住宅又 は職員が当該官署に在勤して いた間に居住していた住宅で あって通勤圏内に所在しない ものに限る。)を管理するた め、当該住宅に転居すること 。ただし、配偶者以外に当該 住宅を管理する者がいない場 合に限る。

七・八 (略)

該官署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

七・八 (略)

以 上